

## 新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、市内の商店街の活性化を図るために交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 団体等

ア 商店街団体とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 商店街振興組合又はその活動が商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合

(イ) 商店街を形成する任意の商店街組織で、その構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの

(ウ) 商工会法又は商工会議所法に基づいて組織され、商店街活性化のための事業等を行うもの

イ 商業者グループとは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) 5人以上の者で構成する公益性及び一体性のある組織で、その構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営んでおり、かつ商店街活性化のための事業等を行うもの

(イ) その他公益性及び一体性があり、かつ商店街の活性化に資する活動を行うと市長が認めた団体

(2) 商店街区

第1号アに規定する団体の活動区域をいう。ただし、同号ア(ウ)に規定する団体の活動区域内に同号ア(ア)又は(イ)に規定する団体の活動区域が含まれる場合は、同号ア(ウ)に規定する団体の活動区域を同号ア(ア)又は(イ)に規定する団体の活動区域とする。

(3) 補助対象者

補助金の交付を受けようとする者をいう。

(4) 地域拠点商業活性化推進事業（以下「拠点事業」という。）

地域拠点商業活性化推進事業計画策定要綱（平成20年4月1日施行。以下「拠点策定要綱」という。）に基づき決定された計画（以下「地域拠点計画」という。）において、同要綱第5条第4号の拠点商業地の活性化へ向けての具体的な取り組み内容として記載され、計画に定める期間内に実施される事業

(5) 拠点商業地

地域拠点計画において、拠点策定要綱第5条第2号の拠点商業地の位置及び区域として記載された区域

(6) 商店街活性化事業とは、次のアからオに掲げる事業をいう。

ア 商店街活性化ステップアップ事業

(ア) 研究・研修事業

地域ニーズ等を把握するための調査又は商店街区及びその周辺地域における消費動向調査や商店街活性化施策の実施に向けた研究又は研修事業をいう。

(イ) 来街・消費促進事業

商店街区への来街者増加を図る取り組み又は商店街区内の各店舗の売上向上に資する取り組みをいう。

(ウ) にぎわい創出事業

商店街区への集客を図り、にぎわいを創出する取り組みをいう。

(エ) 新活性化モデル推進事業

社会情勢の変化や地域ニーズ等に基づき実施する新たなサービス事業であって、商店街活性化に資する取り組みをいう。

イ 拠点商業地にぎわい創出事業

(ア) 広域集客型共同実施事業

拠点商業地の区域内の複数の商店街団体が、拠点商業地の活性化を図るた

め、商店街区及びその周辺地域において行う広域圏（市内全域以上にわたる地域）からの集客を図るイベント事業をいう。

(イ) 長期継続型実施事業

拠点商業地の区域内の商店街団体が、拠点商業地の活性化を図るため、商店街区及びその周辺地域において、3か月以上継続して行うイベント事業をいう。

ウ 商店街環境整備事業

商店街の振興及び美化を図り、あわせて消費者に便利で快適な買物の場を提供するために、次に掲げる施設（以下「共同施設」という。）の設置及び改修を行う事業をいう。

(ア) アーケード（安全確保やイメージアップのため、老朽化したアーケードを撤去する事業を含む）

(イ) 街路灯（LED灯照明を含む）

(ウ) カラー塗装

(エ) アーチ

(オ) ストリートファニチャー

(カ) 商店街等案内板

(キ) モニュメント

(ク) その他市長が認めるもの

エ 地域資源活用・農商工等連携事業

(ア) 地域資源活用事業

地域資源を活用した取り組みであって、拠点商業地の活性化に資する事業をいう。

(イ) 農商工等連携事業

農商工が連携した取り組みであって、拠点商業地の活性化に資する事業をいう。

(ウ) その他、拠点商業地の活性化に資する先進的、特徴的な事業

オ 商店街LED灯街路灯等維持管理事業

商店街団体又は商業者グループの所有する共同施設のうち、LED灯照明に生じる電気料金を補助する事業をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、商店街活性化事業を行う団体等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助要件は、別表のとおりとする。

3 第2項により算定した額に、1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

4 補助対象事業について、国、県及び市等の公共団体又はその他の団体から補助金等(この要綱に基づく補助金以外のものをいう。)の交付を受ける場合における補助金の交付については、次の各号の事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 商店街活性化ステップアップ事業及び拠点商業地にぎわい創出事業

補助対象経費から国、公共団体及び公共的団体等から交付される補助金等の額を差し引いた額を算定の基礎として補助金を交付する。

(2) 商店街環境整備事業

補助対象経費の全額を算定の基礎として補助金を交付する。

(3) 地域資源活用・農商工連携事業及び商店街LED灯街路灯等維持管理事業

補助金を交付しない。

(補助対象外経費)

第4条 別表に定める経費のほか、次の各号に掲げる費用は、補助金の交付の対象から除くものとする。

(1) 食糧費及び飲食費のうち酒類等遊興費

(2) 売上に付随する景品類等に要する費用

(3) 敷地の購入又は借入に要する費用及び土地の造成費

(4) 建築手続等に要する費用

(交付申請)

第5条 補助対象者は、別記様式第1号により、補助金交付申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

- 2 交付申請をするにあたって、当該補助金に係る補助対象額に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第6条 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、別記様式第2号により交付決定通知書を補助対象者に送付するものとする。

- 2 市長は、次の各号に掲げる事項を条件として補助金を交付するものとする。
  - (1) 申請内容及び金額の変更（第8条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
  - (2) 事業を中止、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (4) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておくこと。
  - (5) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
  - (6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
  - (7) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- 3 前項各号に掲げるもののほか、市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要

な条件を付すことができる。

(変更の承認申請)

第7条 第6条第2項第1号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第3号による事業変更承認申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、別記様式第4号により事業変更承認通知書を当該申請者等に送付するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第6条第2項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

(1) 補助金額の変更で、補助金交付決定額から10パーセントを超えない減額の変更であること。

(2) 別表に定める補助対象経費における額の変更で、その額が変更前の金額から10パーセントを超えない範囲の変更であること。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第6条第2項第2号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、別記様式第5号による事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、別記様式第6号により中止（廃止）承認通知書を補助事業者に送付するものとする。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第6条第2項第3号の規定により市長の指示を求める場合には、事業が予定期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助金交付の決定を受けた者は、当該補助事業完了後、又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後、速やかに別記様式第7号により、実績報告書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らか  
場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。なお、実績報  
告時に当該消費税仕入控除税額が確定していない場合に当たっては、確定後、別記様式  
第8号により速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出を受けた場合には、その内容  
を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確  
定し、これを別記様式第9号の補助金確定通知により補助事業者に通知するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ、  
別記様式第10号取得財産の処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければ  
ならない。

2 市長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、審査のうえ承認を行い、  
別記様式第11号により財産処分承認通知書を補助事業者に送付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、取扱要領  
に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱の適用は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(新潟市商店街活性化ステップアップ事業費補助金交付要綱等の廃止)

3 新潟市商店街にぎわい創出事業費補助金交付要綱(平成7年4月1日制定)、新潟市  
商店街環境整備事業費補助金交付要綱(平成8年4月1日制定)、新潟市空き店舗対策  
事業費補助金交付要綱(平成9年4月1日制定)、新潟市商店街活性化ステップアップ

事業費補助金交付要綱（平成11年4月1日制定）及び新潟市地域資源活用・農商工連携等商店街活性化促進事業費補助金交付要綱（平成21年4月1日制定）（以下「旧要綱等」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱等の規定により交付決定を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年3月31日に効力を失った商店街活性化ステップアップ事業、商店街環境整備事業及び商店街LED灯街路灯等維持管理事業について、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱に基づき手続を行った補助金については、この要綱に基づき手続を行ったものとみなす。



別表（第3条関係）

1 商店街活性化ステップアップ事業

(1) 研究・研修事業

|        |  |
|--------|--|
| 補助対象者  | 商店街団体，複数の商店街団体で構成する連携体又は商業者グループ                                  |
| 補助対象事業 | 地域ニーズ等を把握するための調査又は商店街区及びその周辺地域における消費動向調査や商店街活性化施策の実施に向けた研究又は研修事業 |
| 補助対象経費 | 講師謝礼，会場借上費，消耗品費，印刷製本費，委託費，旅費，会議費などの事業経費                          |
| 補助率    | 2分の1以内（ただし，拠点事業の場合は3分の2以内（注1））                                   |
| 限度額    | 50万円（ただし，拠点事業の場合は100万円（注1））                                      |
| 補助要件等  | 同一の補助対象者に対する補助は毎年度一回限り。  |

(2) 来街・消費促進事業

|        |  |
|--------|--|
| 補助対象者  | 商店街団体又は複数の商店街団体で構成する連携体  |
| 補助対象事業 | 商店街区への来街者増加又は商店街区内の各店舗の売上向上を目的とした事業（イベント事業は除く）   |
| 補助対象経費 | 会場借上費，機器等借上費，消耗品費，印刷製本費，広告宣伝費，委託費，備品購入費などの事業経費   |
| 補助率    | 2分の1以内（ただし，拠点事業の場合は3分の2以内（注1））   |
| 補助限度額  | 50万円（ただし，拠点事業の場合は150万円（注1））  |
| 補助要件等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の補助対象者に対する補助は毎年度一回限り。</li> <li>・ 補助対象事業は補助対象者における新規の取り組み又は既実施事業に新たな要素を加えた取り組みに限る。</li> <li>・ 連携体で補助を活用した場合，その連携体を構成する個々の商店街団体については，それぞれ補助を一回受けたものとみなす。</li> </ul> |

(3) にぎわい創出事業

|        |  |
|--------|--|
| 補助対象者  | 商店街団体，複数の商店街団体で構成する連携体又は商業者グループ  |
| 補助対象事業 | 商店街区への集客を目的としたイベント事業   |
| 補助対象経費 | 出演者等への謝礼，会場借上費，機器等借上費，消耗品費，印刷製本費，広告宣伝費，委託費，備品購入費などの事業経費  |
| 補助率    | ①商店街団体又は連携体 2分の1以内 ②商業者グループ 3分の1以内   |
| 補助限度額  | ①商店街団体又は連携体 50万円 ②商業者グループ 30万円   |
| 補助要件等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一の補助対象者に対する補助は毎年度一回限り。</li> <li>・ 連携体で補助を活用した場合，その連携体を構成する個々の商店街団体については，それぞれ補助を一回受けたものとみなす。</li> </ul> |

(4) 新活性化モデル推進事業

|        |  |
|--------|--|
| 補助対象者  | 商店街団体，複数の商店街団体で構成する連携体又は商業者グループ                            |
| 補助対象事業 | 社会情勢の変化や地域ニーズ等に基づき実施する商店街活性化のための新たなサービス事業                  |
| 補助対象経費 | 会場借上費，機器等借上費，消耗品費，印刷製本費，広告宣伝費，委託費，備品購入費，システム整備費，工事費などの事業経費 |
| 補助率    | 2分の1以内（ただし，拠点事業の場合は3分の2以内（注1））                             |
| 補助限度額  | 100万円（ただし，拠点事業の場合は1,000万円（注1））                             |
| 補助要件等  | ・補助対象事業は，補助対象者における新規の取り組み又は既実施事業に新たな要素を加えた取り組みに限る。         |

注1：ただし書の適用については，国，県及び市等の公共団体又は公共的団体から補助金等（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）の交付を受ける場合を除く。

2 拠点商業地にぎわい創出事業

|        |  |
|--------|--|
| 補助対象者  | ①複数の商店街団体の連携体 ②商店街団体又は複数の商店街団体の連携体   |
| 補助対象事業 | ①広域集客共同実施型イベント事業 ②長期継続型イベント事業  |
| 補助対象経費 | 出演者等への謝礼，会場借上費，機器等借上費，会場設営費，消耗品費，印刷製本費，広告宣伝費，委託費，備品購入費などの事業経費                                      |
| 補助率    | 2分の1以内   |
| 補助限度額  | 50万円×商店街団体数  |
| 補助要件等  | ・同一の商店街団体に対する補助は，①及び②ともにそれぞれ毎年度一回限り。<br>・連携体で補助を活用した場合，その連携体を構成する個々の商店街団体については，それぞれ補助を一回受けたものとみなす。 |

### 3 商店街環境整備事業

|        |   |
|--------|---|
| 補助対象者  | 商店街団体又は商業者グループ  |
| 補助対象事業 | 共同施設の新規設置，既設の共同施設の全面又は一部改修，既設のアーケード撤去   |
| 補助対象経費 | 工事請負費，設備費，備品購入費，委託費，調査費   |
| 補助率    | 30%以内（ただし，拠点事業の場合は2分の1以内（注1））   |
| 補助限度額  | 2億円   |
| 補助要件等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象事業は，補助金額が1件5万円以上のものに限る。</li> <li>・既設のアーケード撤去の場合，商店街の安全確保やイメージアップを図ることを目的として，市長が認めたものに限る。</li> </ul> |

注1：ただし書の適用については，国，県及び市等の公共団体又は公共的団体から補助金等（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）の交付を受ける場合を除く。

注2：補助対象者は，補助金交付申請時に原則として2者以上から見積書を徴した上で，当該見積書を補助金交付申請書に添付しなければならない。ただし，事業の実施に緊急を要するため見積書を徴する時間がない又は事業の性質上複数の事業者から見積書を徴することが困難である場合はこの限りでない。

### 4 地域資源活用・農商工等連携事業

|        |   |
|--------|---|
| 補助対象者  | 商店街団体又は商業者グループ  |
| 補助対象事業 | <p>拠点商業地の活性化に資する事業であって，次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を活用した取り組み</li> <li>・農商工等が連携した取り組み</li> <li>・その他，先進的，特徴的な取り組み</li> </ul>                  |
| 補助対象経費 | <p>事業実施に直接要する経費</p> <p>ただし，次の各号に定める経費を除くこととする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者の経常的な管理運営費</li> <li>・他の目的に転用できる備品購入費</li> <li>・その他事業経費に適さないと認められる経費</li> </ul> |
| 補助率    | 3分の2  |
| 補助限度額  | 100万円   |
| 補助要件等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点事業として位置づけられていること。</li> </ul>  |

5 商店街LED灯街路灯等維持管理事業

|        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 補助対象者  | 商店街団体                       |
| 補助対象経費 | 商店街が維持管理する街路灯のうちLED灯に生じる電気料 |
| 補助率    | 3分の1以内                      |
| 補助限度額  | 50万円                        |
| 補助要件等  | 電気契約の名義人が商店街団体であること。        |

年 月 日

（宛 先）  
新潟市長

（申請者）所在地  
名 称  
代表者

年度 商店街活性化ステップアップ事業費補助金交付申請書

年度商店街活性化ステップアップ事業を下記のとおり実施したいので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の名称

| 区分                                   | 事業の名称 |
|--------------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 研究・研修事業     |       |
| <input type="checkbox"/> 来街・消費促進事業   |       |
| <input type="checkbox"/> にぎわい創出事業    |       |
| <input type="checkbox"/> 新活性化モデル推進事業 |       |

2 補助事業の目的及び内容

事業計画書のとおり

3 補助対象額及び補助金交付申請額

| 補助対象額 | 補助率 | 交付申請額 |
|-------|-----|-------|
| 円     |     | 円     |

4 補助事業着手予定年月日

年 月 日

5 補助事業完了予定年月日

年 月 日

6 補助事業である旨の情報の公表方法及び時期

7 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書（システム又は設備整備等の事業を実施する場合）
- (4) 申請団体の定款，規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（必要な場合）

年 月 日

（宛 先）  
新潟市長

（申請者）所在地  
名 称  
代表者

年度 拠点商業地にぎわい創出事業費補助金交付申請書

年度拠点商業地にぎわい創出事業を下記のとおり実施したいので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の名称

| 区分                                   | 事業の名称 |
|--------------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 広域集客型共同実施事業 |       |
| <input type="checkbox"/> 長期継続型実施事業   |       |

2 補助事業の目的及び内容

事業計画書のとおり

3 補助対象額及び補助金交付申請額

| 補助対象額 | 補助率    | 交付申請額 |
|-------|--------|-------|
| 円     | 1/2 以内 | 円     |

4 補助事業着手予定年月日

年 月 日

5 補助事業完了予定年月日

年 月 日

6 補助事業である旨の情報の公表方法及び時期

7 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その土地の所有又は利用に関する権限を証する書類
- (4) 申請団体の定款，規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（必要な場合）

年 月 日

（宛 先）  
新潟市長

（申請者）所在地  
名 称  
代表者

年度 商店街環境整備事業費補助金交付申請書

年度商店街環境整備事業を下記のとおり実施したいので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容 事業（工事）計画書のとおり
- 3 補助対象額及び補助金交付申請額

| 補助対象額 | 補助率 | 交付申請額 |
|-------|-----|-------|
| 円     |     | 円     |

- 4 補助事業着手予定年月日 年 月 日
- 5 補助事業完了予定年月日 年 月 日
- 6 補助事業である旨の情報の公表方法及び時期
- 7 添付書類
  - （1）事業（工事）計画書
  - （2）収支予算書
  - （3）見積書（原則として2者以上のもの）
  - （4）付近見取図，平面図，立面図
  - （5）現状の写真
  - （6）その土地の所有又は利用に関する権限を証する書類
  - （7）建築確認が必要な場合はその通知書の写し
  - （8）申請団体の定款，規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
  - （9）暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（必要な場合）

年 月 日

（宛 先）  
新潟市長

（申請者）所在地  
名 称  
代表者

年度 地域資源活用・農商工等連携事業費補助金交付申請書

年度地域資源活用・農商工等連携事業を下記のとおり実施したいので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の名称

| 区分                                | 事業の名称 |
|-----------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 地域資源活用事業 |       |
| <input type="checkbox"/> 農商工等連携事業 |       |

2 補助事業の目的及び内容

事業計画書のとおり

3 補助対象額及び補助金交付申請額

| 補助対象額 | 補助率 | 交付申請額 |
|-------|-----|-------|
| 円     | 2/3 | 円     |

4 補助事業着手予定年月日

年 月 日

5 補助事業完了予定年月日

年 月 日

6 補助事業である旨の情報の公表方法及び時期

7 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書（システム又は設備整備等の事業を実施する場合）
- (4) 申請団体の定款，規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- (5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（必要な場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類



年 月 日

（宛 先）  
新潟市長

（申請者）所在地  
名 称  
代表者

年度 商店街LED灯街路灯等維持管理事業費補助金交付申請書

年度商店街LED灯街路灯等維持管理事業を下記のとおり実施したいので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象額及び補助金交付申請額

| 補助対象額 | 補助率 | 交付申請額 |
|-------|-----|-------|
| 円     | 1/3 | 円     |

2 補助事業着手予定年月日 年 月 日

3 補助事業完了予定年月日 年 月 日

4 補助事業である旨の情報の公表方法及び時期

5 添付書類

- (1) LED灯街路灯等に生じる電気料金が把握できる書類
- (2) 契約名義人が確認できる書類
- (3) 申請団体の定款，規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- (4) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（必要な場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類

第 号の2  
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 商店街活性化ステップアップ事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記の補助金について、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の区分 (研究・研修事業)  
(来街・消費推進事業)  
(にぎわい創出事業)  
(新活性化モデル推進事業)
- 2 補助事業の名称
- 3 補助対象額 円
- 4 交付決定額 円  
(補助率： )
- 5 補助対象事業の詳細 交付申請書記載の通り
- 6 補助金交付の条件 事業実施による効果（成果）を数値で示すこと

第 号の2  
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 拠点商業地にぎわい創出事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記の補助金について、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の区分 (広域集客型共同実施事業／長期継続型実施事業)
- 2 補助事業の名称
- 3 補助対象額 円
- 4 交付決定額 円  
(補助率： )
- 5 補助対象事業の詳細 交付申請書記載の通り
- 6 補助金交付の条件 事業実施による効果（成果）を数値で示すこと

第 号の2  
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 商店街環境整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記の補助金について、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助対象額 円
- 3 交付決定額 円  
(補助率： )
- 4 補助対象事業の詳細 交付申請書記載の通り

第 号の2  
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 地域資源活用・農工商等連携事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記の補助金について、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の区分 (地域資源活用事業／農工商等連携事業)
- 2 補助事業の名称
- 3 補助対象額 円
- 4 交付決定額 円  
(補助率： )
- 5 補助対象事業の詳細 交付申請書記載の通り
- 6 補助金交付の条件 事業実施による効果（成果）を数値で示すこと

第 号の2  
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 商店街LED灯街路灯等維持管理事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記の補助金について、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助対象額 円
- 2 交付決定額 円  
(補助率：3分の1)
- 3 補助対象事業の詳細 交付申請書記載の通り

年 月 日

(宛 先)  
新潟市長

(申請者) 所在地  
名 称  
代表者

年度 事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付 第 号の2で補助金の交付決定通知のありま  
した 事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、新潟市商店街  
活性化事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

|  |
|--|
|  |
|--|

2 変更の内容

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|     |     |

3 添付書類

- (1) 変更内容の分かる事業計画書
- (2) 変更前後の比較ができる収支予算書
- (3) 変更内容の分かる見積書、平面図等

第 号の  
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度

事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付 第 号の2で補助金交付決定した 事業  
費補助金に係る変更承認について、下記のとおり変更を承認したので、通知します。

記

1 補助金等の名称

2 補助事業の名称

3 既交付決定額 円

4 変更後交付決定額 円

5 変更内容及び理由 変更承認申請書のとおり

6 変更承認の理由



年 月 日

（宛 先）  
新潟市長

（申請者）所在地  
名 称  
代表者

年度 事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号の2で補助金の交付決定通知のありま  
した 事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、新  
潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由及び内容

|  |
|--|
|  |
|--|

2 中止期間（一定期間の中止の場合のみ記載）

年 月 日から 年 月 日まで

第 号の  
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 事業費補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日付 第 号の2で補助金交付決定した 事業  
費補助金に係る中止（廃止）承認申請について、下記のとおり中止（廃止）を承認したので、  
通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）理由及び内容 中止（廃止）承認申請書のとおり
- 3 中止（廃止）承認の理由

年 月 日

（宛 先）  
新潟市長

（報告者）所在地  
名 称  
代表者

年度 商店街活性化ステップアップ事業費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の2で補助金交付決定のありました商店街活性化ステップアップ事業が完了したので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第11条の規定により下記の通り報告します。

記

1 補助事業の交付決定額及びその精算額

| 補助対象額 | 補助率 | 補助金額 | 交付決定額 | 差引増減 |
|-------|-----|------|-------|------|
|       |     |      |       |      |

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 補助事業の効果・成果 事業実績報告書の記載のとおり

4 消費税仕入控除税額の取扱い

- ア 交付申請時に消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った。
- イ 課税事業者となっていないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。
- ウ 消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。
- エ 実績報告時に消費税仕入控除税額が確定したので、実績額から消費税仕入控除税額を減額した。

（注1）ア、イ、ウ、エのいずれかに○印を付けること。

（注2）ウの場合は、消費税仕入控除税額が確定次第、速やかに別記様式第8号を提出すること。

5 添付書類

- （1）事業実績報告書
- （2）収支決算書
- （3）補助対象経費に係る領収書又は支払ったことを証する書類の写し（用途を明記）
- （4）事業実施にあたっての写真（実施風景や成果物）

年 月 日

（宛 先）  
新潟市長

（報告者）所在地  
名 称  
代表者

年度 拠点商業地にぎわい創出事業費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の2で補助金交付決定のありました拠点商業地にぎわい創出事業が完了したので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第11条の規定により下記の通り報告します。

記

1 補助事業の交付決定額及びその精算額

| 補助対象額 | 補助率 | 補助金額 | 交付決定額 | 差引増減 |
|-------|-----|------|-------|------|
|       |     |      |       |      |

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 補助事業の効果・成果 事業実績報告書の記載のとおり

4 消費税仕入控除税額の取扱い

ア 交付申請時に消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った。

イ 課税事業者となっていないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。

ウ 消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。

エ 実績報告時に消費税仕入控除税額が確定したので、実績額から消費税仕入控除税額を減額した。

（注1）ア、イ、ウ、エのいずれかに○印を付けること。

（注2）ウの場合は、消費税仕入控除税額が確定次第、速やかに別記様式第8号を提出すること。

5 添付書類

（1）事業実績報告書

（2）収支決算書

（3）補助対象経費に係る領収書又は支払ったことを証する書類の写し（用途を明記）

（4）事業実施にあたっての写真（実施風景や成果物）

年 月 日

（宛 先）  
新潟市長

（報告者）所在地  
名 称  
代表者

年度 商店街環境整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の2で補助金交付決定のありました商店街環境整備事業が完了したので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第11条の規定により下記の通り報告します。

記

1 補助事業の交付決定額及びその精算額

| 補助対象額 | 補助率 | 補助金額 | 交付決定額 | 差引増減 |
|-------|-----|------|-------|------|
|       |     |      |       |      |

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 消費税仕入控除税額の取扱い

- ア 交付申請時に消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った。
- イ 課税事業者となっていないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。
- ウ 消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。
- エ 実績報告時に消費税仕入控除税額が確定したので、実績額から消費税仕入控除税額を減額した。

（注1）ア、イ、ウ、エのいずれかに○印を付けること。

（注2）ウの場合は、消費税仕入控除税額が確定次第、速やかに別記様式第8号を提出すること。

4 添付書類

- （1）工事等契約書の写し
- （2）補助対象経費に係る領収書又は支払ったことを証する書類の写し
- （3）収支決算書
- （4）共同施設等の写真（施行前、施行後）
- （5）建築確認通知を受けたものについては、建築基準法第7条第3号の規定による検査済証の写し

年 月 日

（宛 先）  
新潟市長

（報告者）所在地  
名 称  
代表者

年度 地域資源活用・農商工等連携事業費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の2で補助金交付決定のありました地域資源活用・農商工等連携事業が完了したので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第11条の規定により下記の通り報告します。

記

1 補助事業の交付決定額及びその精算額

| 補助対象額 | 補助率 | 補助金額 | 交付決定額 | 差引増減 |
|-------|-----|------|-------|------|
|       |     |      |       |      |

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 補助事業の効果・成果 事業実績報告書の記載のとおり

4 消費税仕入控除税額の取扱い

ア 交付申請時に消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った。

イ 課税事業者となっていないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。

ウ 消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。

エ 実績報告時に消費税仕入控除税額が確定したので、実績額から消費税仕入控除税額を減額した。

（注1）ア、イ、ウ、エのいずれかに○印を付けること。

（注2）ウの場合は、消費税仕入控除税額が確定次第、速やかに別記様式第8号を提出すること。

5 添付書類

（1）事業実績報告書

（2）収支決算書

（3）補助対象経費に係る領収書又は支払ったことを証する書類の写し（用途を明記）

（4）事業実施にあたっての写真（実施風景や成果物）

（5）その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛 先）  
新潟市長

（報告者）所在地  
名 称  
代表者

年度 商店街LED灯街路灯等維持管理事業費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の2で補助金交付決定のありました商店街LED灯街路灯等維持管理事業が完了したので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第11条の規定により下記の通り報告します。

記

1 補助事業の交付決定額及びその精算額

| 補助対象額 | 補助率 | 補助金額 | 交付決定額 | 差引増減 |
|-------|-----|------|-------|------|
|       |     |      |       |      |

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 消費税仕入控除税額の取扱い

- ア 交付申請時に消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った。
- イ 課税事業者となっていないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。
- ウ 消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。
- エ 実績報告時に消費税仕入控除税額が確定したので、実績額から消費税仕入控除税額を減額した。

（注1）ア、イ、ウ、エのいずれかに○印を付けること。

（注2）ウの場合は、消費税仕入控除税額が確定次第、速やかに別記様式第8号を提出すること。

4 添付書類

- （1）商店街のLED灯に生じる電気料を支払ったことを証する書類の写し

年 月 日

（宛 先）  
新潟市長

（報告者）所在地  
名 称  
代表者

年度 事業費補助金に係る消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付で報告した 事業に係る実績報告書において、  
消費税法上の消費税額が確定したので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第11条  
の規定により下記の通り報告します。

記

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 1 補助金額（市等が確定通知書により通知した額）    | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額      | 円 |
| 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）             | 円 |

（注）

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。（任意書式）
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税相当額消費税仕入控除税による減額の対象額ではない。



別記様式第9号（第12条関係）

第 号の  
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 事業費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました標記補助金について、下記の通り確定したので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付済額
- 4 確定額

年 月 日

(宛 先)  
新潟市長

(報告者) 所在地  
名 称  
代表者

年度 事業費補助金に係る財産処分の処分承認申請書

年 月 日付 第 号の2で交付決定通知のありました 事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱第13条の規定により承認を申請します。

記

1 取得効用増加財産の品目及び取得効用増加年月日

| 品目（名称） | 取得効用増加年月日 |
|--------|-----------|
|        | 年 月 日     |

2 取得効用増加価格及び時価

| 価格 | 時価 |
|----|----|
| 円  | 円  |

3 処分の理由及び方法

| 処分理由 | 処分方法 |
|------|------|
|      |      |

別記様式第11号（第13条関係）

第 号の  
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印

年度 事業費補助金に係る財産処分の処分承認通知書

年 月 日付で申請のあった 事業に係る財産処分の処分承認  
について、下記のとおり処分することを承認したので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 処分する財産の品目（名称）
- 3 処分方法
- 4 承認理由